議題7　未熟児養育医療給付事務について

資料7

市名		各市の状況
1	名古屋市	未熟児養育医療給付・子ども医療費助成のいずれも子育て支援課が担当しており、未熟児養育医療給付における自己負担額（徴収基準額）を子ども医療費への更正により処理しております。
2	豊橋市	現在、豊橋市では未熟児養育医療担当課（保健所こども保健課）と子ども医療担当課（市役所子育て支援課）、2課に分かれて事務を行っています。 豊橋市の未熟児養育医療は、一定の所得基準以下の世帯については本人負担なしとしています。負担金の発生する認定者は年間で数人程度であるため、対象の方々には納付書により一旦支払をお願いし、後日子ども医療からの払い戻し（償還払）による対応としています。これらの方には煩雑な事務手続をお願いすることになりますが、医療給付の申請時や保健師による家庭訪問の際に適切な案内ができるよう務めております。
3	岡崎市	当市では申請者の一時的な経済負担や心身共に大変な時期の手続きの負担の軽減を図るために、当該処理に当たっては、子ども医療費助成担当課と協議し、未熟児養育医療申請時に同意書、交付申請書を提出してもらうことで、子ども医療費助成金で振替できるよう事務処理を行っている。
4	一宮市	養育医療給付申請時に子ども医療費支給申請書及び自己負担金への充当承諾書を提出してもらい、退院後に子ども医療費担当課へ請求し清算するという方法を始めたところです。 子ども医療費担当課等の理解が必要で、現在は始めたばかりなので問題点・課題等は何とも言えません。
5	瀬戸市	未熟児養育医療の担当課と子ども医療費の担当課の間の連携について 本市は、未熟児養育医療の事務について、子ども医療費の担当課が全てを担ってます。【国保年金課】 問題点、課題などについて 母子保健法に関する事務については衛生部門（健康課）が所管しており、予算執行事務（流用等）においての連携方法が課題であると考えています。【国保年金課】
6	半田市	養育医療担当課である保健センターにて、申請者に委任状兼同意書（子ども医療費助成金の請求に関する委任及びその助成金を養育医療徴収金に充てることに同意する書面）を提出してもらい、それに基づき子ども医療費担当課の保険年金課から保健センターへ子ども医療費助成金を公金振替し、養育医療徴収金に充てている。
7	春日井市	養育医療申請の際、扶養義務者から委任状兼同意書を提出させることにより、養育医療担当課を子ども医療費の受取代理人とし、子ども医療担当課は、養育医療担当課からの請求に基づき、徴収金を公金振替の手続きにより支払っている。市の中で精算を行うことで、事務の効率化と市民の利便性を図っている。 現在のところ、問題点は特になし。
8	豊川市	本市では、申請及び認定、医療券配付まで、保健センターが窓口になっており、一部負担金については保健センターが受給者から委任状を提出していただき、子ども医療担当課である保険年金課に請求する形を取っています。 今後子ども医療費助成制度の一部負担導入の際には、県に主導して頂き申請者の利便性に考慮した方法としていただきたいと思っております。
9	津島市	未熟児養育医療と子ども医療費の担当課は同じ保険年金課の医療年金グループが行っており他課との連携の問題はありません。 養育医療の徴収金を、一旦支払ってから子ども医療で返還することについては、事務処理の効率化と申請者の利便性を検討する必要があります。

市名		各市の状況
10	碧南市	未熟児養育医療担当課と子ども医療担当課がともに同一の課、係で分掌しているため、提案のような心配はない。未熟児養育医療の自己負担金の納入について、公金振替を考えている団体があれば、その実務処理を確認したい。
11	刈谷市	当市では、子ども医療・養育医療共に医療担当で受付や支払事務を行っています。また、申請もほとんどの方が同時の申請となることから、特に連携の問題等は生じておりません。 なお、自己負担金に関しても、養育医療の申請の際に委任状をいただくことで、子ども医療費の受療委任というかたちで直接充当を行っているため、受給者への負担も最小限に抑えられているものと考えております。
12	豊田市	子ども医療費担当課との事務処理について、連携は取っていない。 子ども医療費助成制度の一部負担導入された場合は、件数が少ないため、その都度担当課と調整を図る予定。
13	安城市	未熟児養育医療の担当課と子ども医療費の担当課は同一の国保年金課になりますので、連携に関する問題点、課題についてはありません。
14	西尾市	未熟児養育医療と子ども医療費の担当は、何れも保険年金課で事務を行っておりますので、問題点等はありません。
15	蒲郡市	養育医療給付申請時に、「子ども医療費助成の請求行為及び受領に関する権限の委任状」と「子ども医療費助成金交付申請書」（署名・押印のみ）を提出してもらい、徴収額決定後に、未熟児養育担当（健康推進課）にて、子ども医療費担当（保険年金課）に徴収額を請求する。
16	犬山市	本市では、未熟児養育医療と子ども医療費支給事務は、同一担当（保険年金課医療担当）で事務を行っているため、事務上特に問題はない。子ども医療費については、事前に受領委任承諾をとり、申請者の請求や現金の受領を経ることなく、未熟児養育医療の負担金として当該歳入科目に入金している。
17	常滑市	未熟児養育医療・子ども医療費は、ともに保険年金課医療チームで担当しています。 未熟児養育医療の個人負担分については、申請時に、子ども医療費から充てる旨の「委任状兼承諾書」をいただき、財務会計上で振替処理をしています。同一チームでの処理のため、現段階では特に問題となることはありません。医療費助成制度で「当面一部負担導入はしない」との県回答により、今後は所得制限導入について検討することとされていますが、連携についての問題はないと考えています。
18	江南市	こども医療は保健年金課、養育医療は健康づくり課と担当課が異なるためお互いの担当者を決めて昨年度より数回打ち合わせを行ない、申請が出た時には逐次連絡を取るようにしています。まだ開始から3か月しか経過していないため、大きな問題等は発生していません。今後、こども医療が一部負担導入になると自己負担金が金額こども医療で助成できるのか懸念されます。
19	小牧市	本市の未熟児養育医療と子ども医療の担当課は同じであるため、特に連携は必要ありません。
20	稲沢市	当市においては、保健センターで給付から自己負担金の徴収までを実施しております。国保連合会や社会保険診療報酬基金からの明細のチェックを国保年金課に依頼し、高額医療等の状況把握に努めています。問題点としては、高額医療の返還を求めるのにそれぞれの加入保険者への連絡が必要であり、調整が必要になることです。 課題としては、現在、子ども医療が充実していること、その中で給付後に自己負担金を徴収することに矛盾がないか等、この養育医療給付が必要な制度であるのか等国に対して、意見していくことも必要ではないかと考えます。

市名		各市の状況
21	新城市	本市では、未熟児養育医療の給付事務と子ども医療費の支給事務は、市民保険課で行っております。 未熟児の保護者が負担する徴収金（自己負担金）については、未熟児養育医療自己負担金が子ども医療費支給制度の対象となるため、「申出書」及び「子ども医療費支給申請書」を提出していただくことで、保護者に請求を行わず、市の内部で徴収金の処理を行っています。
22	東海市	未熟児養育医療と子ども医療費は、同じ課で事務処理を行っています。問題点、課題等、現在のところ特にありません。
23	大府市	大府市の養育医療給付の担当窓口は健康推進課(保健センター）が実施し、子ども医療の担当窓口は保険医療課が実施しています。 養育医療の支払については申請者の自己負担分について基金や国保連合会から請求のあった分を健康推進課が支払事務をし、後に子ども医療から健康推進課に補填するという事務の流れをしています。 今年度初の支払事務をしたところであり、課題等はまだ見えてきていないのが現状です。
24	知多市	未熟児養育医療と子ども医療費の担当は、保険医療課の福祉医療担当が事務処理をしているため、連携に関しては問題はありません。また、保護者了解のもと健康推進課へ情報提供することにより、保健師が家庭訪問することにより、心配ごと等の各種相談に応じるなど、連携も図っております。
25	知立市	当市では同じ課（国保医療課）で事務をしております。
26	尾張旭市	本市では、未熟児養育医療と子ども医療費の担当課は同一となっております。 未熟児養育医療における自己負担金については、養育医療の申請を受け付ける段階で、保護者に「委任状兼同意書」を提出していただき、保護者に請求することなく、直接子ども医療費から充当するという方法で事務処理を行っています。
27	高浜市	平成25年度の当初より、未熟児医療担当課と、子ども医療費の担当課は同一となっています。
28	岩倉市	未熟児養育医療費の申請と子ども医療費は、それぞれ健康課と市民窓口課が担当しています。未熟児養育医療費のうち、自己負担分は、子ども医療費で助成されるので、助成対象者が、2つの課に出向くことなく申請の手続きが一度で済むように、子ども医療費助成分は、公金振替として事務処理しています。4月から事務移譲され、申請件数が少ないので、特に問題はありませんが、1つの課で、事務処理を完結することが、事務の簡素化に繋がるとは思います。
29	豊明市	未熟児医療の給付事務とこども医療については、ともに保険医療課の医療年金係で担当をしており、事務処理では問題は起きていない。
30	日進市	未熟児養育医療と、子ども医療は同一の部署（窓口）で事務処理を行っています。現在、問題点、課題は特段ありません。
31	田原市	未熟児養育医療の担当課（健康課）が医療券の発行事務を担っている。発行事務の起案の合議により、子ども医療費の担当課（保険年金課）への案件の発生予告となっている。特に、階層区分の判定については、保険年金課とのチェック体制の強化が必要と感じている。

市名		各市の状況
32	愛西市	当市は未熟児養育医療を母子保健事業の一環として位置づけし、申請に来た保護者に保健師が面接を行い、次への支援につながるよう、担当課は母子保健担当部署（健康推進課）としました。子ども医療費の担当課（保険年金課）とは場所も離れています。 今　考えられる一番の課題は、徴収金（自己負担分）を受領委任とせず、一旦支払っていただいた後に子ども医療費の担当課へ還付手続きをしてもらう方法としたことです。徴収金は戻ってくるものの、一度支払っていただくのは申請者にはかなりの負担になると予想されます。 しかしながら、6月末の時点で未熟児養育医療の申請は0件であり、問題点や課題はまだ分からない状況です。 担当課間での連携は、今のところ申請がないため具体的には何もしていませんが、今後申請があった際には情報共有をしていきたいと考えています。
33	清須市	養育医療担当課：健康推進課（医療券の交付、保険診療報酬等支払を担当） 子ども医療費担当課：保険年金課 連携・事務処理：「子ども医療費支給申請書」を健康推進課が代理で受付し、自己負担金徴収時については、健康推進課が発行する「納入通知書」及び「子ども医療費支給申請書」により、保険年金課が自己負担金として納付する。養育医療券利用期間は、受給者が自己負担金を直接支払う必要が無いようにしている。
34	北名古屋市	養育医療と子ども医療費は、国保医療課で担当している。問題点は、特になし。
35	弥富市	現在まで事例は無いが、申請者の利便性には配慮する考え。
36	みよし市	本市の場合、未熟児養育医療と子ども医療費を所管する部署は同一（保険年金課）であり、必要に応じて保健センター等との協議・調整を行うようにしています。
37	あま市	未熟児養育医療給付申請書を提出する際に、申請者の利便性を配慮して、別紙委任状兼同意書及び子ども医療費支給申請書を提出してもらい、受領委任払いとします。子ども医療の担当課へは自己（申請者）負担金の請求を行います。
38	長久手市	自己負担額確定後、申請者に対し、養育医療担当課から納付書を発行し、申請者は市へ支払を行う。その後申請者は、子ども医療担当課で償還払いの手続きを行う。実務については、これから担当課同士で調整を図る予定。